



本庁
〒328-8686 万町9-25
☎21-2316 FAX21-2673

大平総合支所
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818

藤岡総合支所
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625

都賀総合支所
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169

西方総合支所
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611

岩舟総合支所
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910

休日にお困りの時は
本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

栃木市消防団再編計画に関するパブリックコメント(意見募集)

人口減少や社会情勢等により、本市消防団においても消防団員の確保が困難になりつつあるなか、消防団組織を再編し、迅速で効率的な災害対応を行うため、「栃木市消防団再編計画」の案をとりまとめました。

この案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

募集期間 1月19日(金)まで(必着)

閲覧場所 市ホームページ、市消防本部消防総務課、市情報センター(市役所本庁舎4階)、各総合支所地域づくり推進課

提出方法 閲覧場所または市ホームページの意見書書式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

直接提出 消防本部消防総務課、総務課(本庁舎3階)、各総合支所地域づくり推進課窓口(平日8時30分~17時15分)

郵送 〒328-0012 栃木市平柳町1-34-5 栃木市消防本部消防総務課

あて

直接提出 保健給食課
〒328-8686
〒328-8686

その他 提出いただいたご意見は、後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

市消防本部消防総務課
〒328-8686
☎(23)3527

「栃木市学校給食調理場整備計画(案)に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、学校給食調理場の現状および課題を把握し、調理場の再編や整備改修の必要性を検証して今後の計画的な調理場整備を進めるため、「栃木市学校給食調理場整備基本計画」の案をとりまとめました。

この案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

募集期間 1月19日(金)まで(必着)

閲覧場所 保健給食課(市役所本庁舎4階)、市情報センター(同4階)、各総合支所地域づくり推進課、各公民館、市ホームページ

提出方法 閲覧場所または市ホームページの意見書書式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出(必要事項が記載され

あて

直接提出 保健給食課
〒328-8686
〒328-8686

その他 提出いただいたご意見は、後日ホームページで公表します(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

保健給食課
〒328-8686
☎(21)2690

「栃木市住生活基本計画および栃木市公営住宅等長寿命化計画に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、総合的かつ計画的な住宅施策を推進するための「栃木市住生活基本計画」、市営住宅等の活用方針および長寿命化を図るための「栃木市公営住宅等長寿命化計画」の改訂のため、市民や経営者へアンケートを行い、改定案をとりまとめました。この案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等を有する個人、法人等/市税の納税義務者/本施策に利害関係を有する方

募集期間 1月10日(水)~2月9日(金) 必着

閲覧場所 市役所本庁舎3階、市情報センター(同

4階)、各総合支所地域づくり推進課

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

4階)、各総合支所地域づくり推進課、市ホームページ

提出方法 閲覧場所または市ホームページの意見書書式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

直接提出 住宅課、各総合支所地域づくり推進課(平日8時30分~17時15分)

郵送 〒328-8686 栃木市住宅課

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

〒328-8686

「人・農地プラン」座談会

市では、今後の農業の担い手や、農地の将来にわたる保全管理など、地域が抱える人と農地の諸問題を解決するための設計図「人・農地プラン」の取りまとめを行っています。

各地区において今後の中心となる農業の経営体や地域の農地利用のあり方等を話し合う座談会を開催します。

日時・場所 栃木地域

・国府地区 1月30日(火) 18時30分~ 国府公民館

・(惣社町) 2月6日(火) 18時30分~ 大宮公民館

・大宮地区 2月6日(火) 18時30分~ 大宮公民館

・(大宮町) 2月8日(木) 18時30分~ 吹上公民館(吹上町)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・皆川、吹上、寺尾地区 2月8日(木) 18時30分~ 吹上公民館(吹上町)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・大平地域 1月30日(火) 18時~ 大平公民館(大平町蔵井)

・藤岡地域 2月21日(水) 18時30分~ 藤岡公民館

・(藤岡町藤岡) 2月23日(金) 18時30分~ 都賀公民館

・都賀地域 2月23日(金) 18時30分~ 都賀公民館

・(都賀町原宿) 2月28日(水) 18時30分~ 岩舟公民館

・岩舟地域 2月28日(水) 18時30分~ 岩舟公民館

・(岩舟町静) ※西方地域の座談会は既に終了しています。

・対象 市内で農業に従事している方、農地に係る権利を有している方

各総合支所産業振興課

大平 ☎(43)9212

藤岡 ☎(62)0906

都賀 ☎(29)1104

西方 ☎(92)0313

岩舟 ☎(55)7764

平成30年度市民活動推進事業「とちぎ夢ファール」募集と説明会のお知らせ

市では、「共に考え共に築きあげまちづくり」を進めるため、市民の皆さんからの寄付と公金で運営する「市民協働まちづくりファンド」を活用して、主体的・公益的な市民活動を応援しています。日ごろの思いやアイデアを活かし、栃木市の夢と未来を創造してみませんか?

対象 主に市内で活動を行う3人以上の非営利活動団体
1 (市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人、自治会、PTA、育成会など)
対象となる事業 自らの企画提案によるもので、原則として新たに実施する公益的な事業(政治活動、宗教活動や営利事業は対象外)

補助の種類・内容 表のとおり
応募方法 所定の応募書類(地域づくり推進課(市役所本庁舎3階)、各総合支所地域づくり推進課、とちぎ市民活動推進センターから、市ホームページに設置)に必要事項を記入のうえ、1月4日(木)~31日(水)必着で問合先に直接提出。※応募案内・記入のポイント等をご覧ください。1月26日(金)まで、問合先にて申請内容の相談も行います。

審査 一次審査(書類審査) 二次審査(公開プレゼンテーションを3月11日(日)予定)
説明会 補助事業の概要や、提出書類の書き方等を説明します。
初めて応募する団体は、いずれかの説明会にご参加ください。※各日19時~
1月10日(水) とちぎ市民活動推進センター(境町)
1月11日(木) 大平健康福祉センターゆうゆうプラザ(大平町西野田)
1月12日(金) 都賀総合支所別館(都賀町家中)

とちぎ夢ファール 補助の種類と内容

スタートアップ補助(Aコース) 新規事業若しくは新規事業を起こすための準備または新規の地域コミュニティ活動	補助割合 補助限度額 補助回数	補助対象経費の10/10以内 5万円まで 1回
ステップアップ補助(Bコース) 既存団体の新規事業または既存事業の充実若しくは拡大事業	補助割合 補助限度額 補助回数	補助対象経費の3/4以内 10万円まで A~C通算で5回を限度
ジャンプアップ補助(Cコース) 市内の広域的な地域の活性化につながる複数回実施する事業または複合的に行う事業	補助割合 補助限度額 補助回数	補助対象経費の2/3以内 30万円まで A~C通算で5回を限度
まちづくりパワーアップ補助(Dコース) 市全体の活性化につながる事業または合併前の市町間を超え、相互に交流及び連携を図る事業	補助割合 補助限度額 補助回数	補助対象経費の2/3以内 50万円まで 3回を限度

※B・Cコースは、3年目以降、補助割合を2分の1以内とします。

☎ 地域づくり推進課 ☎(21)2332

